

地方公共団体における環境問題取り組み状況アンケート結果概要

社会連携委員会

本アンケートは、平成26年7月～10月、室内環境問題に関する業務を主管する地方公共団体行政府（以下、「地方公共団体」）と地方公共団体の試験研究機関（以下、「研究機関」）に対して行ったものである。

調査は、地方公共団体は1道1都2府43県および政令指定市を含む67団体、研究機関は、1道1都2府43県および政令指定市付置の60試験研究機関に対して行った。回答があったのは、地方公共団体では、31都府県（回収率66%）、14指定市（同70%）、研究機関では、25府県市機関（同42%）、12指定市機関（同63%）である。以下に結果概要について報告する。

室内環境改善を図るための庁内連絡会の設置運営状況に関しては、約3割の地方公共団体が設置しており、その名称は“シックハウス対策”と“化学物質対策”のいずれかを付けている。連絡会は健康福祉、建築、教育委員会等の複数部局から横断的に構成され、主管部局は健康福祉部局となっている。連絡会は定期的開催されているが、独自の予算は用意されていない。地方公共団体ではシックハウス問題が社会問題となった2001年4月に厚生省（当時）の指導により保健所に相談窓口が設置された。2014年時点でも「相談窓口を設置している」と回答したのは35地方公共団体（78%）及び13指定市（93%）である。相談窓口の主管部局は、33地方公共団体が健康福祉部局に、2地方公共団体が環境部局、建築部局に設置している。

住民からの地方公共団体への相談内容は「そ族・衛生害虫」と「化学物質」が8割弱、「ダニ・ハウスダスト」が6割弱、「カビ」が5割弱を占めている。古くから相談の多い“ネズミと衛生害虫”と現在問題とされている“化学物質”の両者が室内環境に関する課題となっている。相談に対する対応では、地方公共団体では「専門機関の紹介」が6割弱と最も多く、次いで「現地の測定調査」を5割強、「口頭による相談対応」と「環境改善の助言・指導」を3割強が回答している。

調査依頼への対応は「民間業者を紹介する」と「保健所等他の部署が対応する」が5割強と最も多い。指定市では「保健所等他の部署の対応」が「民間業者の紹介」の約2倍を示し、行政の内部機関による対応が多いことが窺われる。

室内環境学会の認知状況について、「知っている」と回答したのは11地方公共団体にとどまり、指定市では2市のみである。さらに学会に期待することとして、「最新の室内環境施策」と「室内環境技術情報の提供」や「健康影響情報の提供」だけでなく、3～4割の地方公共団体が学会による「講演・指導」を、ほぼ同じ割合で試験研究機関が「測定技術研修会の開催」を挙げている。また、室内環境学会の活動に対する理解度では、「理解されている」と「分からない」がともに4割弱で最も多く、「理解されていない」も2割弱存在している。このことは、研究機関の室内環境学会総会（学術大会）への参加状況にも反映されており、「参加していない」が全体で6割を占め、「参加する」の3割を上回っている。不参加理由は、「関係業務を実施していない」を7割の機関が答えているが、「学会の存在を知らない」と「活動内容を知らない」を合わせて3割存在することは、室内環境学会の社会貢献における課題のひとつであると考えられる。

なお、本アンケート結果の詳細は、室内環境学会ホームページに掲載予定である。

最後に、アンケート調査にご協力くださった地方公共団体および試験研究機関の皆様へ深く感謝いたします。